奈医大研第180号

平成２７年３月　６日

　各　所　属　長　殿

女性研究者支援センター長 　車谷　典男

研究支援員配置希望者の募集について

このことについて、女性研究者の研究活動への支援策の一つとして、妊娠・出産・子育て・介護等のライフイベントが原因で、一定期間、研究活動の継続が困難あるいは研究時間が十分に確保できない女性研究者に対し、当該研究者の研究活動を補助する研究支援員（以下「支援員」という。）を配置することで、研究活動の継続と研究の機会を保障するため、「研究支援員配置制度」を実施しています。

　つきましては、下記により、支援員の配置希望者を募集しますので、関係職員へ周知くださるようお願いします。

記

１　支援員配置対象者

　　本学に所属する常勤の女性の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）、診療助教及び研究助教で、以下の者

（1）妊娠から出産までの期間の者

（2）子育て中で小学校６年生までの子供を自身で主に養育している者

（3）要介護者・要看病者である家族を自身が主に介護・看病している者

２　支援内容

ライフイベントが原因で研究継続が困難な女性教員等の研究補助業務

３　支援期間

　平成２７年４月１日以降、当該年度内で最長６月間

ただし、現在支援を受けている者及び過去に支援を受けたことのある者の再申請に対する支援期間については、同一年度内で、既に決定された支援期間と通算し、最長１２月間

４　支援員配置申請書の提出

支援員の配置を希望する者は、所属長の承認を得た上で、「研究支援員配置申請書（女性研究者研究活動支援事業規程　別紙様式１）」を提出してください。

○提出期限　平成２７年３月１８日（水）

　○提 出 先　研究推進課（女性研究者支援センター事務局）

　○担　 当　藤谷・吉岡・井岡・吉田（内線：2553･2554･2525）

５　留意事項

・支援員配置に関するご相談・ご質問等は、女性研究者支援センターマネージャー・コーディネーターまたは研究推進課までお願いします。

・支援員配置事業の概要については、別紙を参照してください。

なお、女性研究者研究活動支援事業規程及び諸様式は、学内HP及び女性研究者支援センターHP<http://www.naramed-u.ac.jp/~josei/activity/support/placement/index.html>に掲載しています。

　　（別紙）

【研究支援員配置事業の概要】

（１）趣旨

　妊娠・出産・子育て・介護等のライフイベントが原因で、一定期間、研究活動の継続が困難あるいは研究時間が十分に確保できない女性研究者に対し、当該研究者の研究活動を補助する研究支援員（以下「支援員」という。）を配置することで、研究活動の継続と研究の機会を保障し、本学における研究活動の一層の活性化を目指す。

（２）支援対象者　　［事業規程第2条］

　本学に所属する常勤の女性の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）、診療助教及び研究助教で、以下の者を支援対象とします。

①　妊娠から出産までの期間の者

②　子育て中で小学校６年生までの子供を自身で主に養育している者

③　要介護者・要看病者である家族を自身が主に介護・看病している者

（３）支援内容・支援期間　　［事業規程第3条・5条］

①支援内容　支援員を配置し、当該支援員にライフイベントが原因で研究継続が困難な支援対象者の研究補助業務を行わせます。支援時間は１週間あたり２０時間以内。

　ただし、利用者が職員の出産の場合の特別休暇又は育児休業中であって、２０時間を超える研究支援員の配置が必要である場合は１週間あたり３８時間４５分以内。

　②支援期間　当該年度内で最長６月間。

ただし、現在支援を受けている者及び過去に支援を受けたことのある者の再申請に対する支援期間については、同一年度内で、既に決定された支援期間と通算し最長１２月間。

（４）支援員の配置決定手順　　［事業規程第4条・5条］

①女性研究者支援センター（以下「センター」という。）で、定期的に、支援事業の募集を実施。

②希望者は所属長の承認を得て「（別紙様式１）研究支援員配置申請書」により申請。

③センター運営委員会（以下「委員会」という。）で必要性、緊急性、支援業務の具体性などの観点から、支援員の配置の要否、優先順位等を審査。必要に応じ、申請者、所属長等からの意見聴取を実施。

④当該審査結果に基づき、理事長が予算の範囲内で支援期間、支援内容等を決定し、申請者に通知。

（５）支援員の募集方法　　［事業規程第6条、人材バンク運営要綱第2条・6条］

支援員は、本学ホームページ、センターで管理する人材バンク（支援員として雇用されることを希望する者について、連絡先等をあらかじめ登録）に登録された者への情報提供等により、学内外に公募。

（６）支援員の選考方法　　［事業規程第6条］

書類及び面接による選考を行います。その際、支援決定者、教室主任等も選考に参加し意見等を述べることができるものとします。

（７）支援員の採用　　［事業規程第6条、労働条件等の取扱要領］

　①身　　分　教室職員

　②所　　属　センター

　③配 属 先　基本、センターに配属。ただし、必要に応じ、支援決定者の所属所等でも業務

を行います。

④勤務時間　原則、平日の８時３０分から１７時１５分まで（うち休憩時間６０分）の７時間４５分、１週間あたりの上限は３８時間４５分以内。

⑤本学大学院生・大学生が支援員になる場合の特例

 (ｱ)本学大学院生を採用するに際しては、センター長は、あらかじめ当該大学院生の在籍する

課程の学事を司る大学院医学研究科博士課程委員会、大学院医学研究科修士課程委員会又

は大学院看護学研究科修士課程委員会への意見聴取を行うと共に、研究部長及び当該大学

院生の在籍する専攻課程の主科目研究指導教員（複数いる場合は、最も職位の高い者）の

承認を得る必要があります。

又、本学大学生を採用するに際しては、センター長は、あらかじめ当該大学生の在籍す

る学科の学務委員会への意見聴取を行うと共に、研究部長の承認を得る必要があります。

(ｲ)勤務時間は1週間あたり２０時間以内。

なお、当該大学院生・大学生が、本学のＴＡ又はＲＡに雇用されている場合は、当該者に係る勤務時間は、ＴＡ又はＲＡに係る勤務時間と研究支援員に係る勤務時間を通算し、

１週間あたり２０時間を超えないものとします。

⑥給　　与　賃金、通勤費、超過勤務手当を支給します。

なお、賃金については、支援員に求められる学歴、資格、技能、業務の難易度

等に応じ、別表のとおりとします。

（８）支援事業利用者からの報告　　［事業規程第7条］

　　支援事業利用者は、支援期間中、支援員の支援により行った研究活動状況等について、月次

報告を行うと共に、支援期間終了後、実績報告を行う必要があります。

（９）個人情報の取扱い　　［事業規程第9条、人材バンク運営要綱第7条］

個人情報の取扱いについては、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月30日奈良県条例第32号）に基づき取り扱います。

（10）支援の中止、人件費の返還請求等　　　［事業規程第10条］

支援事業利用者が関係規程等に違反した場合、理事長は、支援員による支援の中止、当該利

用者に対する支援員の雇用に要した人件費の返還請求等、必要な措置を講じます。

|  |
| --- |
| （注）関係規程の名称は、それぞれ下記の略称により表記。◯奈良県立医科大学女性研究者研究活動支援（研究支援員配置）事業規程 　　 ➡ 事業規程◯奈良県立医科大学女性研究者研究活動支援（研究支援員配置）事業・人材バンク運営要綱　➡ 人材バンク運営要綱◯女性研究者支援センターで雇用する研究支援員に係る服務規律・労働条件等の取扱要領 ➡ 労働条件等の取扱要領 |

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務内容 | 日給額（円） | 時給額（円） | 適用基準 |
| 特に高度な知識又は技術を必要とする研究の支援業務 | 13,175 | 1,700 | 支援業務で求められる特に高度な知識又は技術を有すると認められ、支援業務に関係する研究の実績があり、かつ、次のいずれかに該当する者。①支援業務に関係する分野の大学院博士課程修了者で、博士号の学位を有する者。②大学、研究機関等において、相当期間、助教以上の職位にある又はあった者。③上記①又は②に相当すると認められる者。 |
| 高度な知識又は技術を必要とする研究の支援業務 | 10,075 | 1,300 | 支援業務で求められる高度な知識又は技術を有すると認められ、支援業務に関係する研究の実績があり、かつ、次のいずれかに該当する者。①支援業務に関係する分野の大学院博士課程修了者で、博士号の学位を有しない者。②大学、研究機関等において、相当期間、助手以上の職位にある又はあった者。③上記①又は②に相当すると認められる者。 |
| 知識又は技術を必要とする研究の支援業務 | 8,525 | 1,100 | 支援業務で求められる知識又は技術を有すると認められ、支援業務に関係する研究の実績があり、かつ、次のいずれかに該当する者。①支援業務に関係する分野の大学院修士課程修了者。②支援業務に関係する分野の大学院博士課程又は修士課程在学者。③大学、研究機関等において、相当期間、研究活動に従事している又はしていた者。④上記①、②又は③に相当すると認められる者。 |
| 研究の支援業務 | 6,665 | 860 | 支援業務を遂行できるだけの知識又は技術を有すると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者。①大学卒業者又は在学者。②大学、研究機関等において、相当期間、研究活動の支援業務に従事している又はしていた者。③上記①又は②に相当すると認められる者。 |

別紙様式1　　　　　研究支援員配置申請書

申請年月日：　平成　　年　　月　　日

公立大学法人　奈良県立医科大学　理事長　殿

下記のとおり研究支援員配置事業の利用を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 所　属 |  |
| 職　名 |  |
| 　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 連絡先 | 電話:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX:  |
| E-MAIL: |
| 申請資格 | 該当する資格を○で囲んで下さい。・妊　娠、出　産　　　　　・育　　　児　　　　　　・介　護、看　病 |
| 申請資格の確認 | 「妊娠、出産」の場合 | 出産予定日を記載してください。＊母子健康手帳のコピーを申請書に添付してください。出産予定日 　　　　　　 　年 月 日 |
| 「育児」の場合 | 小学校6年生以下のお子さん全員の年齢を記載してください。＊子どもの年齢を証明できるもの（健康保険証もしくは住民票の写し）のコピーを申請書に添付してください。第１子　　満　　　歳　　　ヶ月　 　 　 　第２子　　満　　　歳　　　ヶ月第３子　　満　　　歳　　　ヶ月　 第４子　　満　　　歳　　　ヶ月 |
| 「介護・看病」の場合 | 介護・看病が必要なご家族との続柄及び年齢を記載して下さい。＊市町村による要介護認定等を証明できるもの（介護保険被保険者証等）（もしくは家族の入院や疾病状況を証明、あるいは説明できるもの（診療費の領収書等））のコピーを申請書に添付してください。続柄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年齢　　　　歳　要介護度・支援度：　入院や疾病の状況：　 |
| 研究活動の継続や研究時間の確保が困難な状況 | 現在、妊娠・出産、育児、介護・看病によって研究活動の継続や研究時間の確保が困難である状況について、できるだけ具体的に記載してください。 |
| 現在の主な研究活動内容と過去3か年の研究等の業績 | ◯ 現在の主な研究活動内容　　研究テーマ、研究目的・意義、研究目的を達成するための研究計画・達成目標等に関し、具体的に記載してください。◯ 過去3年における研究業績

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 著書 | （区　分） | 欧文 | 和文 | 論文 | （区　分） | 欧文 | （内１ｓｔ　Author） | 和文 | （内１ｓｔ　Author） |
| 単著 |  |  | 原著 |  |  |  |  |
| 共著 |  |  |
| 編著 |  |  | 総　説その他 |  |  |  |  |
| 分担執筆 |  |  |
| 学会発表 | （区　　　　　　分） | 国際学会 | （内、筆頭発表者） | 国内学会 | （内、筆頭発表者） |
| 特　　　別　　　講　　　演 |  |  |  |  |
| シンポジウム |  |  |  |  |
| パネルディスカッション、ワークショップ等 |  |  |  |  |
| 一般講演 |  |  |  |  |

◯ 過去3か年における文部科学省科学研究費補助金等、研究補助金・助成金等の獲得状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助・助成年度・期間 | 補助・助成事　業　名 | 所轄省庁・団体等の　　 名 　　　　　　　　称 | 研究課題名 | 代表・分担研究者の別 | 補助・交付金総額　（千円） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

 |
|  |  |
| 研究支援員に求める支援業務内容 | 希望する研究支援業務の内容をできるだけ詳細に記載してください。 |
| 研究支援員を配置することの必要性と配置することにより見込まれる研究推進効果 | 研究支援員を配置することで研究活動の継続等の困難さがどのように軽減され、それにより現在取り組んでいる研究が研究支援員が配置されない場合苦に比べ、どれくらいの進捗が見込まれるのか等、できるだけ具体的に記載してください。 |
|  |  |
| 支援希望期間 | 支援期間は最長6月間です。それ以上の期間を希望する場合は、次回応募時に再申請してください。平成　　　年　　　月　　　日　～　平成　　　年　　　月　　　日 |
| 支援希望時間数 | 支援が可能な時間数は、1週間あたり20時間が上限です。ただし、利用者が職員の出産の場合の特別休暇又は育児休業中であって、２０時間を超える研究支援員の配置が必要である場合は特例的に１週間あたり３８時間４５分を上限とします。１週間あたり　　　　　　　時間 |
| 希望曜日・時間 | 申請時点での希望曜日及び時間帯を記載してください。時間帯は、8:30～17:15の間で希望する時間帯を記載してください。 |
| 月　・　火　・　水　・　木　・　金　　　　　　　【　　　　　　時　　　分　　～　　　　時　　　分　】 |
| 研究支援員に必要な学歴、研究歴、学位、資格、技能等 | 希望する支援業務を研究支援員が行う場合に必要な学歴、研究歴、学位、資格、技能等があれば、記載してください。 |
| 支援業務の難易度 | 支援業務を研究支援員が行う場合に見込まれる難易度に関し、下記の該当する項目に◯を付けてください。・ 特に高度な知識又は技術を必要とする。・ 高度な知識又は技術を必要とする。・ 知識又は技術を必要とする。・ 特別な知識又は技術は必要としない。・ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請者の所属長による承認 | 申請書内容を確認の上、所属長本人が自署・押印してください。なお、申請者が所属長本人である場合は、関係する教育部長の承認を得てください。現在、申請者が研究活動を継続する、あるいは、研究時間を確保することは、申請書に記載されているとおり非常に困難な状況であり、研究支援員を配置することで、その困難な状況が解消され、研究活動の更なる進展が期待できますので、申請者が本書のとおり申請することを承認します。所属：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |